



中学生以下の単独受診 および 民法改正による成人年齢の引下げについて

①中学生以下の方の単独受診について

当院では原則、中学生以下の方の診察受診は保護者の同伴が必要です。
*医師により定期的な処置治療（液体窒素処置等）が必要と判断され、医師の指示にて単独での通院処置を認められた場合は例外です。
*保護者の同伴が困難であり、医師の指示により定期的な診察（治療経過）を単独受診で許可した患者さんは例外です。

理由として

疾患の状態、病歴、治療中の病気や服用している薬の有無や、その他アレルギー等、必要情報の把握が難しい事や、処置や処方副作用等への理解及び、診療の方針を決定する際に保護者の方の同意が必要となるため。

*やむを得ず保護者の同伴が困難で、受診が必要な場合は、あらかじめ電話で確認をお願いいたします。また、その際には必ずご連絡が取れるようご配慮ください。

ご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、安全・安心な医療提供を行う取り組みの為、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

②民法改正による成人年齢の引き下げについて

2022年4月民法改正により成人年齢が18歳に引下げられました。
当院においても、成人年齢引下げに伴い、18歳以上を成人年齢扱いとさせていただきます。（手術・施術の同意等）
*手術・施術内容によっては、親族または近親者の方と同伴で説明を聞いて頂く場合がございます。

